

滋賀県文化審議会第1回会議 議事録概要

- 1 日 時 平成 21 年 12 月 25 日（金）13:00～16:00
- 2 場 所 滋賀県公館
- 3 出席者 委員：青木委員、杉江委員、高木委員、巽委員、辻委員、殿村委員、
宮本委員、福山委員、東川委員、貫名委員、中島委員、中井委員
（12名出席）
事務局：嘉田知事、山田部長、和田次長、関課長、三橋参事など
- 4 議 題 （1）滋賀県文化審議会の今後の進め方について
（2）滋賀の文化に関する現状と課題について
（3）滋賀県文化振興基本方針の構成について
（4）その他
- 5 議事録概要 以下のとおり

知事挨拶

文化は私たちの生きる力であり、感性を育むだけでなく、まさに地域の誇り、そして近年は経済振興において文化の果たす役割が大変注目されている。そういう中で、滋賀県では文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に向けて、滋賀県文化振興条例を今年の7月に制定した。

この条例の特色は大きく分けて二つある。一つは文化の範囲を幅広く捉え、特に琵琶湖周辺の里山、水田などを抱えている滋賀県にとっては、生活文化、風景なども、芸術文化に加えて文化であるというふうな形で捉えている。もう一つは、文化の担い手は県民一人一人であるということである。特に、次の世代を担う子どもたちが、いかに生活文化、芸術文化を含めて、継承し、発展させ、一人一人が文化によって育つということも大変重要な柱にしている。そういう中で、多様な主体による協働のもとに、暮らしの中で魅力のある滋賀の文化を育てていきたいと考えている。

一方で、近年、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化している。ますます地球は狭く、グローバル化しているが、ある意味でかつて東西冷戦の時代は政治の違い、あるいはイデオロギーの違いが地球を分けていたが、逆に近年は文化による、ある意味での争いというようなことまで起きている。こういう中で、文化の違いをお互いに理解をしながら、文化共生はまさに地球規模で生きていく私たちの大きな課題でもある。

また、人間同士が争っている間に自然は摩耗し、そして温暖化問題、地球規模で広がっている。人はまさに、異文化、多文化の中で力をあわせてこの自然の摂理といかに仲良く暮らしていくかという大変大きな課題がある。そういうところで是非とも県、市町、国、あるいは地域やお一人ずつが、事業者も含めて、多様な皆さんが参加していただくことが文化振興の大変大事な柱だと思っている。

皆様方にはこうした様々な観点を踏まえながら、条例の趣旨に沿って、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための文化振興基本方針を定めるにあたって、それぞれの専門分野から、また分野の枠をこえて、幅広いご審議をいただきたい。

会長および会長代理の選任

会 長 「青木委員」が互選により選任された

会長代理 「中川委員」および「辻委員」が青木会長の指名により選任された。

文化振興基本方針について（諮問）

滋賀県文化審議会における会議の公開方針（案）の承認

議題

（１）滋賀県文化審議会の今後の進め方について

委員

- ・重点的な施策を絞り込んでいくと理解しているが、その際に分野（音楽等）を絞るのか、それとも広い意味での施策（情報発信等）を絞るのか、その方向性を教えてほしい。

事務局

- ・そのことについては議題３で議論いただこうと思っている。その際、文化は自主的なものであり、行政がどこまで関わるのかという配慮も必要になってくる。議題３で委員の皆様のご意見をうかがう中で、その提示の仕方もあわせて考えていきたい。

（２）滋賀の文化に関する現状と課題

委員

- ・今、文化を取り巻く経済状況が大変厳しいという大きな問題がある。基本的には文化にはお金がかかり、また効率性では測れないものである。今後、文化によって地域の活性化を図るためには、県がスポンサーとして予算をつけて、しっかりと支えていくという覚悟が必要ではないか。そうでないと今後の基本方針を含めて絵に描いた餅にならざるを得ない。そのあたりの思いを事務局から聞かせていただきたい。

事務局

- ・文化を後退させてはならないし、県としてしっかり支えていきたいと考えている。しかし、県財政が厳しい状況にあることは皆様もご承知のとおりで、このような状況のなかでも将来へつないでいく方策について、皆様のお知恵をいただきたい。

会長

- ・文化を育むのは時間がかかる。文化の魅力がない国は行きたいとは思わない。
- ・文化と経済は本来、車の両輪となるものでうまくいくはずだが、今はヨーロッパ各国でもドイツ以外は文化予算を削っている状況にある。
- ・滋賀は結構文化度が高いように思うが、今後より一層磨きをかけて、全国から、そして海外から人がたくさん来県してにぎわうような魅力ある県にできればと思う。

委員

- ・子どもたちが図書館を利用しているのは、県内全体では30%しかない。本当に感動する本に出会うとか、芸術家の生の音楽を聴くとかいった環境づくりが重要である。これまでに積み重ねた文化のなかで、この厳しい状況にあっても、どのように環境づくりをしていくかを具体的施策として打ち出していく必要がある。そうすれば学

力も含めて、子どもたちが本当に豊かに育っていくはずで、滋賀県にはそれができる基盤がある。

委員

- ・ベネズエラでは、国が文化に力を入れることによって、子どもたちの犯罪が減っている。文化にはどういう効用があるのかという指標を我々は示していかななくては行けない。単に収入がどう増えるかではなく、子どもたちがどういうふうに育つか、滋賀県全体としてはどのように潤うのかということデータをデータ化して示すことが必要である。その指標をどのようなものにするのかは、私たちは知恵を絞らなければならない。そういうことを説得できる材料を審議会の中でも出していければと思う。

委員

- ・世論調査の結果に「今後してみたい文化創作活動は歴史探訪や伝統行事の参加」という意見があるが、この「伝統行事」の中身は厳密に分けたほうがよい。例えば、曳山祭りの曳き子として参加したいのか、町内の地蔵盆にスタッフとして参加したいのか読み取れない。指定文化財のいろいろな行事に参加したいということが多いとすれば非常に良いことである。その辺りの情報をシビアに分けた方がいいのではないか。

事務局

- ・ご意見については、アンケートの取り方で中身を例示をするなど、次に生かさせていただきたい。

委員

- ・美術館、博物館がすごくいい企画展示をされていても入館者が少ないことがあり、集客方法を考えていきたい。
- ・暮らしが画一化されてきていて、風景などその地域にしかないような特徴的なものが段々薄れてきていることに危機感をもっている。
- ・アクセスが良くない文化施設もあると思われ、高齢者・障害者の文化活動の充実を図るためには、施設の立地やアクセス方法を考えることも課題である。

(3) 滋賀県文化振興基本方針の構成について

委員

- ・基本的には文化が復興するためには経済が潤わなければいけない。どちらの地域でも文化はこうでないといけないというこだわりがあるが、時代のニーズは変わる。例えばゲームでは戦国武将に注目があるが、このあたりの扉を少しお金の入ってくる入口に向けて開けば、観光客が来て経済効果も生まれてくると思う。奇をてらうようなことかもしれないが、このような時代のニーズに合わせた融通性を持つことが必要だと思う。

会長

- ・文化にもいろんなジャンルがあるが、お役所はどうしてもクラシックが一番、伝統芸能が二番など、ヒエラルキー化される傾向にある。21世紀の文化は非常に変わってきており、従来は軽視されていたようなものでも、人々の関心が高い分野はしっかり取り上げていく方向も重要である。

委員

- ・施策の焦点をどの文化水準にあてるのか。ハイアートなのか、草の根の文化なのかなど、焦点を絞ったほうがよいのではないか。5年間に効果を出すのであれば、重点的なことに相当特化した形で力を入れる必要があると思うが、「4.文化振興施策の方向(案)」における3つの方向性は、広く浅いと思う。より一層重点的な方向性が必要ではないか。

委員

- ・戦国武将に関わる企画展は確かに人が入るが、博物館の中にもヒエラルキーがあり、戦国武将は評価が低い。だから最近、お金をかせぐ企画展と、地味だけれども郷土の先覚者をとりあげたような展示の両方開催する経営方針を立てている。人気のある企画展ばかりやっていると、もうかるかもしれないが、学芸員の専門職としての力が落ちてくる。このバランスをどうとるか、今後の博物館のあり方として考えていく必要がある。

委員

- ・観光の基本は、いわゆる豊かな文化的生活を送っている生活文化のところへ、非日常的体験として外から人が訪れるということである。つまり、文化を複合的に捉えないといけない。
- ・滋賀県が豊かな文化的生活を送るためには、今まであった文化をいかにつなげ、特に子ども達がいかに文化的生活を送れるようにするのか考える必要がある。
- ・文化を再生することによって、人が集まり、いろいろな文化が再生産されていく。そこからさらに産業が生まれ、都市が再生する。
- ・いろいろな角度から文化的環境を高めていくということを基本方針の中でやればよいと思う。

会長

- ・国や県は文化の創造に関してはほとんど関与できない。しかし、その土台をつくることは重要。芸術はいわゆる逆境のなかで素晴らしい作品が生まれることもあり、国や県が過保護にしないほうがいい場合もある。国や県がすべきなのは芸術創作がしやすい環境をつくること。そういった意味で、アーティストが発表や展示する場として、ハコモノをつくることは意外と重要である。
- ・公共施設の開館時間を延長するなど、公共施設を「人が集まる場」として再定義することが必要ではないか。

委員

- ・東近江の永源寺では、ネオンが無く夕暮れになると周りが闇の世界になる。私たちはこうした自然の中で、闇の世界を大事にしてきた生活がある。今は24時間、環境にも悪い明かりの中で生活し、労働時間も長くなっている。本当に豊かになるということは、夜の時間は家族で過ごすということでもある。滋賀県の図書館は基本的には夜間開館していないが、24時間起きている生活ということを文化の面でしっかり見て、本当に豊かな生活はどういうものか考えないといけない。

委員

- ・スイス・ローザンヌのアールブリュット美術館で、子どもたちが美術館を訪れて、絵の前で車座になり学芸員の話を目をきらきらさせながら聞いている光景を見た。自分が幼い頃に、美術館を楽しむ視点を教えてくれた大人は案外いなかったかも

れない。文化を意識する以前の子どもたちが、知らないうちに芸術や文化に出会い、楽しむことを身にしみていくような仕組みや工夫が滋賀県でも必要ではないか。

事務局

- ・学校や子どもたちと本物の文化芸術をつなぐ取り組みとしては、現在、「しが文化芸術学習支援センター」の取り組みや、びわ湖ホール声楽アンサンブルの学校公演やふれあい音楽教室の活動などがある。今後、県北部へ活動を広げていくことが課題である。

委員

- ・文化の育成には、インフラとして施設を整備することが必要との意見には同感である。ただ、施設の中には有効に活用されずもったいないと思うことがある。施設をどういう目的でつくったのか、誰のための施設なのかという哲学をしっかりと踏まえていく必要がある。
- ・学校と文化芸術をつなぐ取り組みの中で、県の役割として、学校と演奏家のネットワークづくりが重要だと思う。

会長

- ・グローバル化の競争のなかではクリエイティブな力が備わっていないと生き抜いていけない。そういう意味で文化や芸術の果たす役割は非常に大きい。文化や芸術をどのように教育体系のなかに取り込んでいくか、このことについて滋賀県モデルができればいい。
- ・滋賀県にはすでにいろいろな文化施設があるのだから、その運営の仕方、あるいは既存の施設をどのように活用するかについて知恵を出していただきたい。
- ・いろいろなアイデアを出していただければ、素晴らしい基本方針ができると思う。

委員

- ・確認だが、この方針は長期ではなく、5年間の中期計画ということでもいいのか。

事務局

- ・そうである。

委員

- ・「高齢者・障害者等の文化活動の充実」という項目があるが、この「障害」という言葉は、「社会的弱者」あるいは「障がい」と表記したほうがよいのではないか。
- ・基本方針には、主体となる県民の立場を言及することも必要だと思う。例えば、こうあるべき、またこのように取り組んでほしいなど。行政、市民、NPOや企業などがみんな同等の土俵に立つという考え方も必要だと思う。もう少し踏み込んだ形で、施設の活用なども提案するなどしてもらってもいいと思う。
- ・企業の例であるが、文化の評価の仕方には、例えば新聞紙面等のパブリシティ効果を数値化していく方法がある。

事務局

- ・文化の評価は非常に難しく、基本方針を策定した後にでも、審議会においてしっかり議論いただきたいと考えている。

会長

- ・今のところ評価は単純に定量化する傾向が強いが、文化関係者はもっと本気で文化の評価に取り組むべきである。この審議会でも、滋賀県の文化施設、文化施策、あるいは文化行政についての評価手法について議論し、全国のモデルとなるようなもの

をつくっていただきたい。

- ・国の基本方針では何でも入れているのであまり個性的でないが、基本方針があると役所は仕事がしやすいのも事実である。

委員

- ・利用者側からすれば便利で安いものもいい。一方で、良いものは不便でも足を運ぶ。また、博物館の展示内容についても、人気のあるものにするのか、あるいは地道な地域の歴史をするのか。どちらかひとつがいいというのではなく、両方あった方が文化の幅が広がるので、文化については重層的な考え方をもつほうがよい。

会長

- ・美術館の業績は、一つは観客数であるが、観客が入らなくても素晴らしい世界的なアーティストの最初の展覧会を開催することも大きな業績である。

委員

- ・滋賀県のアーティストの現状として、頑張ろうと思っても非常に安い報酬でコンサートをするという状況に追い込まれている。このような現状で、演奏家の心が豊かになって、感動を子どもたちに伝えることができるのか疑問に思っている。滋賀県のホールはもっと滋賀県のアーティストの育成をすべきである。
- ・例えば、声楽アンサンブルが学校へ出かけて演奏する際も、一人一人の子どもに音楽を伝えられるよう、内容をしっかりと考えていかないといけない。

(4) その他

事務局

- ・次回の会議日程は3月23日の予定。

以上